

内閣参質二一六第九号

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出日米両国に悪影響を及ぼす「非核神戸方式」に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出日米両国に悪影響を及ぼす「非核神戸方式」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和四年三月九日の衆議院外務委員会において、政府参考人が「米国は、二〇一八年の「核態勢の見直し」、いわゆるNPRでございますが、ここにおきまして、冷戦後、アジア配備の全ての核を撤去したということを表明してございます。その過程におきましては、一九九一年に、ブッシュ・イニシアチブというのがあるんですが、そこにおきまして、水上艦艇、攻撃型潜水艦及び陸上配備航空機から戦術核兵器を撤去する旨の表明をいたしました。また、一九九四年NPRにおきまして、水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去するということを決定いたしました。また、二〇一〇年NPRにおいて、水上艦艇及び通常型潜水艦から核兵器を撤去することを含め、太平洋地域から前方配備の核兵器を撤去させたことを表明しているところでございます」と答弁したとおりである。

二について

お尋ねの「救援の打診があつたにもかかわらず、実現に至らなかった」の具体的に意味するところが明らかではないが、先の答弁書（令和六年二月十三日内閣参質二二三第一四号）八について述べた「「救

援の打診」があつたことは事実である」については、平成七年二月一日の衆議院予算委員会において、河野外務大臣（当時）が「今回のケースについて、まず私から御説明申し上げたいと思いますが、十七日の地震発生後、いち早くアメリカは日本に対してお見舞いの言葉と同時に支援の申し入れをしてこられました。当初、大統領からのお見舞いということと、大統領としてアメリカにできることがあれば何なりいたしますというようなたしかお話であつたと思います。それに対しまして私どもは、現地に、こういう申し入れがあるが現地として支援してほしいものがあれば言つてほしい、取り次ぎますということをお願いしまして、現地から毛布その他物資の支援が欲しいというお話がありまして、それを在日米軍に取り次ぎました。在日米軍は極めて迅速にこの現地からの要請にこたえてくれたところでございます」と答弁したとおりである。

三について

お尋ねについては、米軍がトモダチ作戦の下で行つた支援活動は、被災者の搜索救助、物資輸送、仙台空港の復旧、津波による被害を受けた学校の再開のための清掃、宮城県気仙沼市大島等における瓦礫^{れき}撤去等であり、日米共同による行方不明者の集中搜索も行われるなど、大規模な兵力をもつて被災地を中心に

多大な支援活動が行われたところであると認識しており、平成二十四年版外交青書において、「米国からの支援は、その内容と規模において突出しており、多くの日本国民にとって米国との同盟関係を改めて心強く感じさせるものでした。（中略）こうした東日本大震災への対応・支援を通じ、日米同盟の強固さ、そして日米両国民間の絆の強さが改めて証明されました」と記載しているとおりである。

四について

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者としての地方公共団体の業務については、同法第三十四条において、同法第十二条及び第十三条の規定を準用すると規定されているところ、お尋ねについては、御指摘の「外国艦船の入港を拒絶すること」の具体的な状況並びに「法令や条例によらず」及び「法理上、許される」の具体的に意味するところが明らかではないため、確定的に回答することは困難であるが、一般論として申し上げれば、平成十一年三月十六日の参議院予算委員会において、川崎運輸大臣（当時）が「港湾の適正な管理運営に支障がなく、非核証明が提出されないという理由、これが特定な理由になるかということでありますけれども、外国艦船の港湾施設の使用を拒否した場合には港湾法第十三条第二項の不平等な取り扱いの禁止に抵触することがあり得ると認識いたしてお

ります」及び「地方公共団体が非核港湾条例等により、外国艦船が核兵器を積載していないことを証する文書の提出を求め、その結果に基づき港湾施設の使用に関し決定を行う場合には、外交関係の処理に当たる国の決定に地方公共団体が関与し、またこれを制約するものである、したがって港湾管理者の権能を逸脱するものであると考えております」と答弁しているとおりである。